

使用してはいけないワイヤロープのチェックポイント

- ◆ ロープ1よりの間に、素線数の10分の1以上の素線が切断したもの(フィラー線を除く)
ただし、1本のストランドだけに断線が発生している場合は5%以上のもの。また、ロープ5よりの間に
おいて素線数の 20%以上の素線が断線し
たもの
- ◆ 摩耗による直径が公称径の7%をこえるもの
- ◆ 腐食により、次のようになったもの
 - ・素線の表面にピッチングが発生して、あばた状になったもの
 - ・内部摩擦により、素線が緩んだもの
 - ・形くずれにより、次のようになったもの
 - ・キンクしたもの
 - ・うねりの幅が公称径 d の 25 倍以内の区間
において $4/3 d$ 以上になったもの
 - ・局所的な押しつぶしにより扁平化し、最少径
が最大径の $2/3$ 以下になったもの
 - ・心綱または鋼心がはみ出ししたもの
 - ・かご状になったもの
 - ・1本以上のストランドが緩んだもの
 - ・著しく曲りがあるもの
 - ・ストランドが落ち込んだもの
 - ・素線が著しく飛び出したもの



高度架線技能者技術マニュアルより

○ 症状による強度低下 キンク

ロープの状態	強度低下率
よりの縮まる方向のキンク	20~40%
よりの戻る方向のキンク	35~60%
キンクを直したもの	約 20%

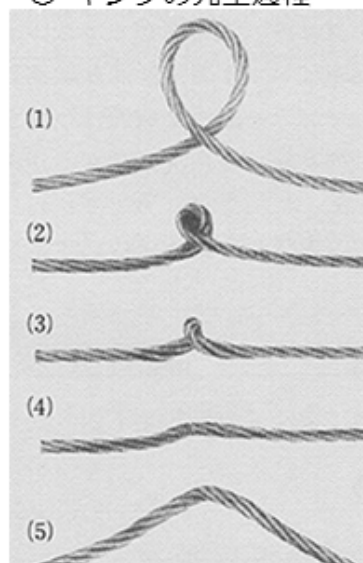
つぶれ(扁平)

ロープの状態	強度低下率
程度が軽い場合	ほとんどない
廃棄基準に達した場合	20~40%

腐食(サビ)

ロープの状態	強度低下率
程度が軽い場合	10~20%
著しい場合	40%以上

○ キンクの発生過程



- (1)⇒(2)⇒(3)⇒(4)に進むとキンクになります。
- (5)のようになると元には戻りません。